

相続と財産：クロスジェネレーションの時代

相続と財産：クロスジェネレーションの時代

- I 人口減少社会の家族と相続（上村協子）
- II 日本社会における相続はどのように変化しているか（野口悠紀雄）
- III 女性の経済生活設計と相続—『女性と相続 2015』より—（上村協子・萩行さとみ）
- IV 金融経済教育に世代間資産移転の視点を（上村協子）

I 人口減少社会の家族と相続

1. 人口減少社会の世代間資産移転

人間は自分の世代から次世代に「いのち」と「暮らし」をつなぐことで、持続可能（サステイナブル）な社会を形成してきた。周知のように日本では世界に先駆けて、少子高齢社会・人口減少が進行している。世界最高の長寿国となり、経済社会の活力低下を不安視する否定的な捉えもあるが、一方で『人口減少社会という希望』（広井 2013）など肯定的な論説もある。P・F・ドラッカーは定年制に着目し「日本は世界をもう一度リードできる」と語った（阪本・原田 2015）と言う。団塊世代が定年後地域にもどって若者世代と大人世代の新たな共生社会を築くという期待もある。日本の暮らしを持続可能とする戦略で今注目されるものが相続である。相続は渡す世代と受け取る世代が交差し相互作用する世代間交流（クロスジェネレーション）と言える。

相続に焦点をあて、特集テーマ『相続と財産』を企画した。世代間の資産移転の課題を住宅、教育、老後の3つの生活設計に相続を加え4つの柱から人口減少社会の家族の関わりを考えたい。

明治安田生活福祉研究所では「女性の相続と財産に関する調査」（以後『女性と相続 2015』）を実施し団塊の世代から団塊ジュニア世代までの実態を調査した。これまで女性は相続では従たる立場であったが、今後親の介護への関わり方次第で相続の主たる立場に立つ可能性がある。調査の特徴は家計というブラックボックスを開き、女性・男性それぞれ個人の生活設計と資産の関係を見たことである。

2. バブル経済期の生命保険文化センター調査

生命保険文化センターの委託により 1988 年・1989 年・1991 年の 3 回、野口悠紀雄氏を代表に日本初の都市型相続調査(以後生保センター調査)が実施され筆者も参加した。

調査時、野口氏は『土地の経済学』日本経済新聞社 1989、『ストック経済を考える』中央公論社 1991、『バブルの経済学』日本経済新聞社 1992 を発表された時期で土地神話により牽引されている経済社会と相続の関係を捉えた画期的調査であった。野口先生には、今回の特集には、特別にご寄稿いただいた。

生保センター調査では、居住用不動産の世代間移転を「家産継承」「努力継承」「食いつぶし」「一代完結」「生涯無資産」の 5 タイプにわけた。親から不動産を受け継ぎ子どもに遺そうとする家産継承が約 2 割、自力で住宅を取得し子どもに遺す努力継承が 3 割、住宅を取得しない生涯無資産は 3 割。資産を形成するが子どもには遺さない一代完結のライフサイクルモデルは 16%と示された。

図表 1 居住用不動産の世代間移転 5つのパターン(生保センター調査)

	親⇒本人	本人⇒子	タイプ	サンプル数	構成比(%)
持ち家層	○	○	家産継承	243	20.3
	○	×	食いつぶし	48	4.0
	×	○	努力継承	381	31.8
	×	×	一代完結	189	15.8
非持ち家層	×	×	生涯無資産	337	28.1
計	—	—	—	1,198	100.0

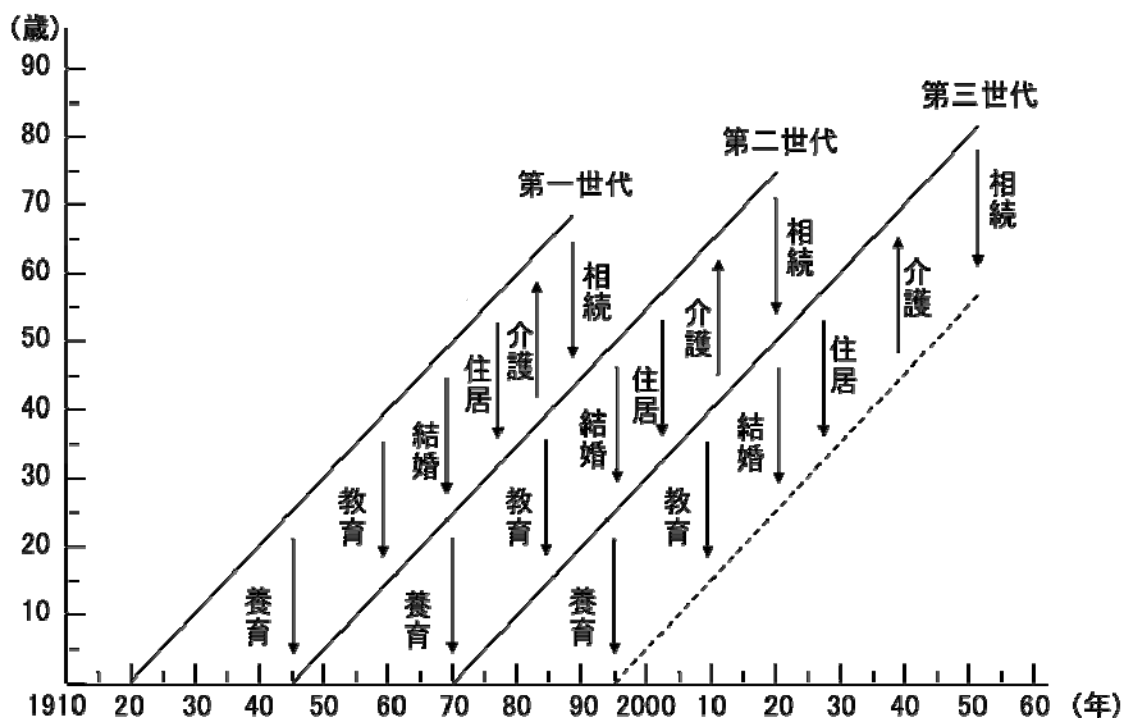
出所：上村協子・金丸桂子「高齢期の土地資産活用と家族」『家計経済研究』28号 1995

3. 明治安田生活福祉研究所『女性と相続 2015』調査

「日本型福祉社会」は、国民生活と福祉における国家の役割が小さく、企業と家族の役割が大きい社会であり、福祉国家としての成熟度が低いとされる。1960 年代の高度経済成長期は国民皆が総中流との幻想をもち、家族と経済は相互には安定し(白波瀬 2006)、階級や格差や貧困は、意識の片隅に追いやられ、日本型福祉が機能した。しかし、経済成長が止まると格差が拡大し、雇用の機会が減り働けない人が増え、「働きたい」という人の意欲を削ぐことが懸念されている。1988 年から四半世紀を経て、当時 40 歳代であった団塊の世代は、2015 年調査で 60 歳代に入った。家計管理の個人別化がすすみ、財産管理でも誰の財産かという意識も強くなった。将来設計が描き難い時代となり、家族・個人の生活設計と経済社会の関係がうまく循環せず、少子化に拍車がかかったとも考えられる。

特集テーマを相続と財産とした目的は遺産に依存した生活設計を考えることではない。家庭の重要な機能として世代間資産移転を認識し、男女誰でも家族や地域や社会に貢献する人が納得できる生活を実現し、持続可能な社会をつくる生活設計の構築を意図している。

図表2 世代間資産移転モデル



(注) 教育：大学の入学金など、結婚：結婚費用など、住居：住宅購入資金援助など
介護：老親介護、相続：遺産相続

出所：伊藤秋子・上村協子 1997 貯蓄の選択『テキストブック家庭経済学第3版』p152 有斐閣

4. 家族経営協定が示唆する新たな生活設計

家族経営協定とは、法社会学者の利谷信義先生が推進された農業経営と生活経営について親子間、夫婦間の話しあいを基盤に約束事を記載した農家の協定であり、平成 25 年で 52,527 戸の農家が締結している。親世代から何を引き継ぎ子世代に何を繋ぐかも含め、両世代の生活設計による自覚的な相続を行なう日本家族のサステナビリティ戦略に、家族経営協定は多くのヒントを含んでいる。

1988 年調査と比較し『女性と相続 2015』では「遺せそうにない」「遺すつもりはない」と考えている者が増加し「子どもに平等に遺したい」意向が強まっている。高齢期には誰もが知的能力が低下する可能性がある。IT の利用により情報交換は容易になった一方で、コミュニティは形成しにくく無縁社会と言われる。暗黙の了解が家族で通用しない時代となったが、日本家族で、夫婦間、親子間で相続も含めた生活設計を伝えあう機

会が増えているようには見えない。家族経営協定のような仕掛けが必要であろう。

人の生涯には限りがあることを前提に、相続を視野に入れることで、個人の選択が地域や社会を積極的にかえていく生活設計の復権への道を探ってみよう。

東京家政学院大学 教授
明治安田生活福祉研究所 顧問
上村 協子

【参考文献】

- ・ 明治安田生活福祉研究所「女性の相続と財産に関する研究会」（座長：上村協子東京家政学院大学教授）（2015）『女性の相続と財産に関する調査結果概要』
http://www.myilw.co.jp/life/enquete/pdf/31_01.pdf
- ・ 広井良典「人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理」朝日選書（2013）
- ・ 阪本節郎・原田曜平「日本初！たった1冊で誰とでもうまく付き合える世代論の教科書」東洋経済新報社（2015）
- ・ 白波瀬佐和子編「変容する社会の不平等—少子高齢化にひそむ格差」東京大学出版会（2006）

Ⅱ 日本社会における相続はどのように変化しているか



野口 悠紀雄（のぐち ゆきお）

早稲田大学ファイナンス総合研究所顧問

一橋大学名誉教授

■略歴

1963年 東京大学工学部卒業
1964年 大蔵省入省
1972年 エール大学 Ph. D.（経済学博士号）取得
1981年 一橋大学経済学部教授
1996年 東京大学先端科学技術研究センター教授
1999年 東京大学先端経済工学研究センター長
2004年 スタンフォード大学客員教授、
一橋大学名誉教授
2005年 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
2011年より現職

■主な著書

「バブルの経済学」（日本経済新聞社、1992年、吉野作造賞受賞）
「経済危機のルーツ」（東洋経済、2010年）
「1940年体制（増補版）—さらば戦時経済」（東洋経済新報社、2010年）
「戦後経済史—私たちはどこで間違えたのか」（東洋経済新報社、2015年）
「金融政策の死—金利で見る世界と日本の経済」（日本経済新聞出版社、2014年）
「1500万人の働き手が消える2040年問題—労働力減少と財政破綻で日本は崩壊する」（ダイヤモンド社、2015年）

■専門

公共経済学、日本経済論、ファイナンス理論

相続は、古くから人間社会に存在する基本的な社会制度の一つである。相続制度は、社会のありかたを規定する重要な要素であった。例えば、長子相続制を取るか否かは、社会構造にきわめて重要な差異をもたらすことが知られている。

日本社会においても、相続は重要な意味を持ってきた。とくに高度成長期においては、不動産価格が高騰したことから、相続の有無が都市における不動産の所有に重要な影響を与えていた。

しかし、さまざまな社会的・経済的要因の変化が、相続が持つ意味に大きな影響を与えている。こうした変化をもたらしつつある要因として、人口構造の変化、不動産価格の動向、介護の増大などは、とりわけ重要なものだ。

『女性と相続 2015』は、相続の実態に関する調査を行ない、貴重な知見を得ている。以下では、この調査の結果を参照しつつ、少子高齢化および人口減少に直面する日本において、相続の問題がどのように変化しているか、それに対していかなる措置が必要か、などを論じることとしたい。

1. 長寿社会での相続

長寿社会では、相続のタイミングが後ろ倒しになり、70歳をこえてから相続を経験する可能性も少なくない。

『女性と相続 2015』は、この点についての調査を行ない、20代での相続経験と、

60代での相続経験では生活設計に及ぼす影響は異なることを明らかにしている。この調査を踏まえれば、個人が高齢期の生活設計を世代間移転も含めて立てることが必要である。

日本社会は、ついこの間までは、事実上の長子相続が暗黙の了解を得ている場合が多かった。しかし、現在では、こうした了解は存在せず、そのため子が制度どおりの権利を主張して「争族」になる場合が多いと報道されている。『女性と相続 2015』も、「子どもに平等に遺したい」意向が強まっていることを明らかにしている。また、日本の相続税制度では、同居の子がいるか否かによって、居住用不動産の相続税に大きな違いが発生する。こうしたことを考慮すれば、相続に関する知識を高める必要性が増している。

『女性と相続 2015』は、そのために相続・生前贈与・遺言などに関する金融経済教育を充実させることが有効だとしている。これは、重要な提案だ。

現状では、こうした知識は、書籍など以外には、金融機関などによる付帯サービスとして提供されるにとどまっている。公的機関の相談窓口などによる、より広範な教育の提供が検討されるべきだろう。

2. 相続は格差を固定化するか？

女性は男性に比べて長生きなので、女性が相続を経験する場合のほうが多い。

『女性と相続 2015』は、女性の相続経験の「あり」と「なし」で、ライフスタイルに大きな差があることが明らかにしている。

例えば、相続経験があれば持ち家に住んでいる場合が多いが、ない場合は借家が多い。また、所得や貯蓄残高にも大きな差がある。これから見ると、相続のありなしが生活の豊かさと強く関連していることが分かる。

この結果はきわめて重要だ。なぜなら、それは、相続を通じて格差が固定化する可能性を示唆しているからである。

格差固定化が望ましくないとの立場を取れば、相続税の強化が必要との結論が導かれるだろう。また、後述するような介護制度の見直しも必要になる。

ただし、調査が明らかにしているのは相関関係であって、因果関係ではないことに注意が必要だ。したがって、この結果から直ちに「(不動産や金融資産の)相続を受ければ豊かになる」という結論を導くことはできない。「親が豊かなら、子も豊か」という因果関係は、遺伝、教育、家庭環境などを通じて生じている可能性も高い。因果関係の実証はきわめて困難な課題だが、右のように、この問題がきわめて重要であることから、さらに分析を深めることが望まれる。

3. 相続の変化

(1) 不動産の価値の低下

かつての日本社会においては、不動産は「相続のための通貨」と言われてきた。金融

資産に比べてさまざまな優遇措置が講じられているため、同額の金融資産に比べれば、相続税負担が軽減されるからである。

しかし、不動産価格の上昇が止まり、下落している地点も多くなった現在の日本では、不動産の相続は、かつてほどの重要性を失っていると考えられる。場合によっては、相続が負担となる場合さえあると報道されている。例えば、自分で住むつもりはないし、貸家にしても家賃収入が上がらないが、固定資産税や維持費などがかかるといったケースだ。このため、相続を放棄する場合も多いと言われる。

こうして、不動産相続の持つ意味は、かつての日本社会におけるものとは異なるものになっている可能性がある。

このことと、「相続を受けた人は豊か」という前述の結果は、どのように整合的に解釈できるだろうか？また、「不動産の相続は受けたくない」という意識の変化が生じている可能性もあると想像されるが、実態は明らかでない。今後、これらの点についての調査も望まれる。

(2) 介護と相続

これからの日本社会では、介護がきわめて重要な問題となる。介護を行なったことが相続と関連付けられているのではないかと想像されるが、実態は明らかでない。『女性と相続 2015』も、「これまで女性は相続では従たる立場だったが、今後親の介護への関わり方次第で相続の主たる立場に立つ可能性がある」と指摘している。今後、この点についての調査が望まれる。

介護と相続は、より広い意味においても関連がある。すなわち、伝統的な社会では、親が老後の世話を子から受ける対価として、子に資産を遺したと解釈できる。ところが、現代の日本では、介護に必要とされる費用のかなりの部分が、介護保険によってカバーされている。つまり、介護が「社会化」されている。

そうであれば、資産の世代間移転も「社会化」されるべきだ。これは、相続税を強化し、それを介護保険の財源に充てるべきことを意味する（この立場からすれば、生前贈与の促進は、社会的不公平を拡大させる措置と考えられることになる）。

いまひとつの方法は、介護保険の給付に資産制約を課し、一定以上の資産を保有するものに対しては、自己負担率を高めることである。

この場合、不動産の流動化が必要とされることになるが、そのために、リバースモーゲージ制度を拡張することが考えられる。現在提供されているリバースモーゲージには、さまざまな制約がかかっている。とくに、子世帯と同居している場合には利用できない。こうした制約は解除される必要があるだろう。

もちろん、以上で述べた改革は決して簡単に導入できるものではなく、さまざまな検討が必要だ。ただ、重要なのは、「社会保障制度の充実とは、子供が親に対して提供してきた家族内サービスの社会化である」ということである。それに対応して、家族内の世代間移転制度（相続制度や相続税）も見直されなければならない。

世代間の資産移転は、単なる個人の問題ではなく、また家族の中だけの問題として考えられるべきものではなく、社会的な広がりを持つものとして考えられることが必要だ。

Ⅲ 女性の経済生活設計と相続

— 『女性と相続 2015』 より —

上村 協子 (うえむら きょうこ)

東京家政学院大学 現代生活学部
現代家政学科 教授
明治安田生活福祉研究所 顧問

萩行 さとみ (はんぎょう さとみ)

当研究所 生活設計研究部 研究員

上村協子



■ 現職

東京家政学院大学現代生活学部
現代家政学科 教授

■ 社会貢献活動

金融広報中央委員会委員
文部科学省消費者教育推進委員会委員
生命保険文化センター理事
東京都消費生活対策審議会委員
相模原市消費生活審議会会長

■ 専門

生活設計論、生活経営学、家庭経済学

■ 主な著書

「生活文化の世代間伝承による持続可能な消費」
「相続にみる女性と財産」など（以上、科学
研究費報告書）

「現代家政学視点による消費者教育の体系化」
「生活主体形成のための金融教育ライフマネジ
メントプログラム」（以上、高度化推進報告書）

「暮らしをつくりかえる生活経営力」

「規制改革と家庭経済の再構築」

「若手研究者が読む『家政学原論』」

「生活の動態と経営」など

（以上、共著）

【 要 旨 】

1. 女性の相続と財産に焦点をあて、明治安田生活福祉研究所と共同で『女性と相続 2015』を実施した。
2. 『女性と相続 2015』は20代から60代での相続経験の有無・男女別の調査である。男女比較のみでなく、20代相続経験者と60代相続経験者の比較ができる点が特徴である。また、相続経験時期ごとの分析からは、相続財産が、不動産から金融資産に変化していることが示された。「居住用の土地・家屋」の割合は、①父⇒息子が最も高く次いで②母⇒息子、③父⇒娘、④母⇒娘の順である。介護との関係もあり相続が不動産から金融資産にかわることで女性が相続の主役となる可能性が出てきている。
3. 男女ともに、相続経験の有無により、一戸建て持ち家割合や家計資産額（貯蓄金額や居住用不動産の土地面積、家の総床面積の分布）には有意な差が示された。住宅取得で「一部親からの援助を受けた」や「相続によって得た」ことが現在の資産状況に影響を与えている。また、女性に限ってみれば、相続経験のある者は大卒が多く、進学を契機に親元を離れるなど育った県を1年以上離れたあと、出身地にもどった割合が高い。夫婦の1年間の収入も相続経験の有無で大きな差が示された。

1. はじめに『女性と相続 2015』調査の背景

家計資産は、制度上は家族の財産ではなく、個人の財産である。相続は、家の財産(家産)の継承ではなく、個人の自己名義財産の移転である。相続の現場では、「親のものは子のものか？夫のものは妻のものか？」という日常生活ではなされない間に直面することとなり「争族」と揶揄されるように対立的関係が先鋭化することも多い。だが、他方で、相続は、「限りある生涯という時間」を財の共有・贈与という営みによって交差させ「連続し蓄積されていく人生の時間」を次の世代につなぐ可能性を含んでいる。

相続にみる女性と財産には、家計資産を軸に個人の相互依存的関わりを形成し、世代を再生産する方法が示唆される。

日本の女性と財産に関する先行調査では、次の点が示されている。妻と夫の自己名義資産に格差がある。金融資産よりも不動産において顕著な資産格差が見られる。特に、農山漁村では農地・宅地・家屋という3種類の不動産所有で圧倒的な男女の資産所有格差が存在する。男性優位を決定する主な原因は無償労働(アンペイドワーク)に従事する時間の女性への偏りである。また家督相続意識により相続における不動産移転が男性に集中していることも、資産格差発生の原因と考えられる。(上村 2004)

少子高齢社会・人口減少社会の中で、女性が個人として、生涯を通じて持てる可能性の限界に挑戦する生活の主体であるために、また固定化され行き詰まった経済社会のシステムを柔軟に活性化し次世代につなぐために、「自己名義財産」の視点を加え生涯を見通した女性の経済生活設計モデルが求められる。

2015年3月、(株)明治安田生活福祉研究所と共同で『女性の相続と財産に関する調査 2015』(以後『女性と相続 2015』)を実施した。資産と負債を加えて財産として、財産を個人別化して捉えた。

2. 『女性と相続 2015』調査の目的と設計

『女性と相続 2015』の対象は、全国の40歳以上69歳以下の既婚(離別・死別含む)の男女4,800人(相続経験あり2,400人、相続経験なし2,400人)。方法は、インターネット調査を用いた。対象者は、69歳が1946年(昭和21年)と戦後の生まれであり、世代論では常に注目される団塊世代が60歳代に、団塊ジュニア世代の一部が40歳代に含まれる。

調査目的は、個人を単位とした相続による世代間資産移転の実態を解明することであり、男女それぞれ個人単位で財産の流れが把握できる相続調査を設計した。相続経験は、父、母、祖父、祖母、おじ、おば、兄弟姉妹からの相続(生前贈与も含む)に限定し、夫から妻、妻から夫などの世代内相続は今回の調査では注目しないこととした。人口比

率による補正は行わず、男女5歳区分年齢、相続経験「有」「無」が同数となるよう揃えたことが本調査の特徴である。

調査の期間は、2015年3月21日～24日。

なお、『女性と相続 2015』の調査結果は、「女性の相続と財産に関する調査結果概要」として2015年9月に明治安田生活福祉研究所のホームページで公開し、介護に関しては、笹木恭平・萩行さとみ(2015)「生活福祉研究通巻90号」『相続と介護の状況』に掲載。生活経済学会関東部会 萩行さとみ・上村協子『「女性の相続と財産に関する調査」分析より』(2015年11月28日 中央大学)として報告。

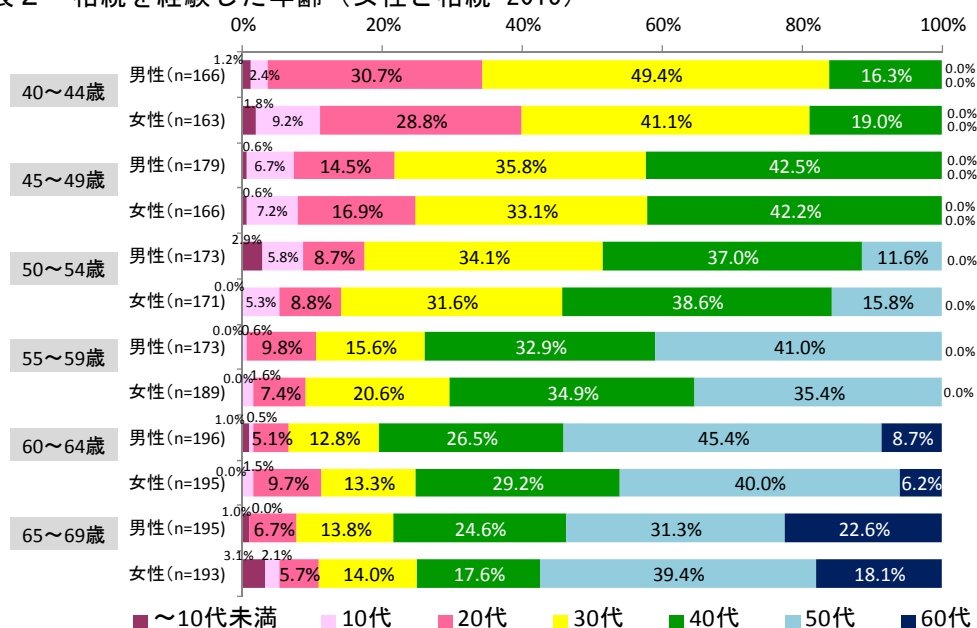
図表1 サンプルの属性

		相続経験		合計
		有	無	
40～44歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
45～49歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
50～54歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
55～59歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
60～64歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
65～69歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
合計		2,400	2,400	4,800

3. 相続経験者に見る世代間資産移転(男女各1,200人)

人は、ライフステージのどこかで親と死別する可能性がある。長寿社会ではそのタイミングが後ろ倒しになり、子どもが70歳を超えて親からの遺産相続を経験する可能性も低くない。日本の行政は、相続時精算課税制度で生前贈与などを使って相続のタイミングの前倒しを図ってきたが、成果を上げたとは言い難い。20代での相続経験と、60代での相続経験では生活設計に及ぼす影響は異なる。まずは、相続経験あり2,400人(男性1,200人、女性1,200人)の経験内容を示す。相続を経験した年齢は図表2のとおり。

図表2 相続を経験した年齢(女性と相続 2015)



出所：『女性と相続 2015』

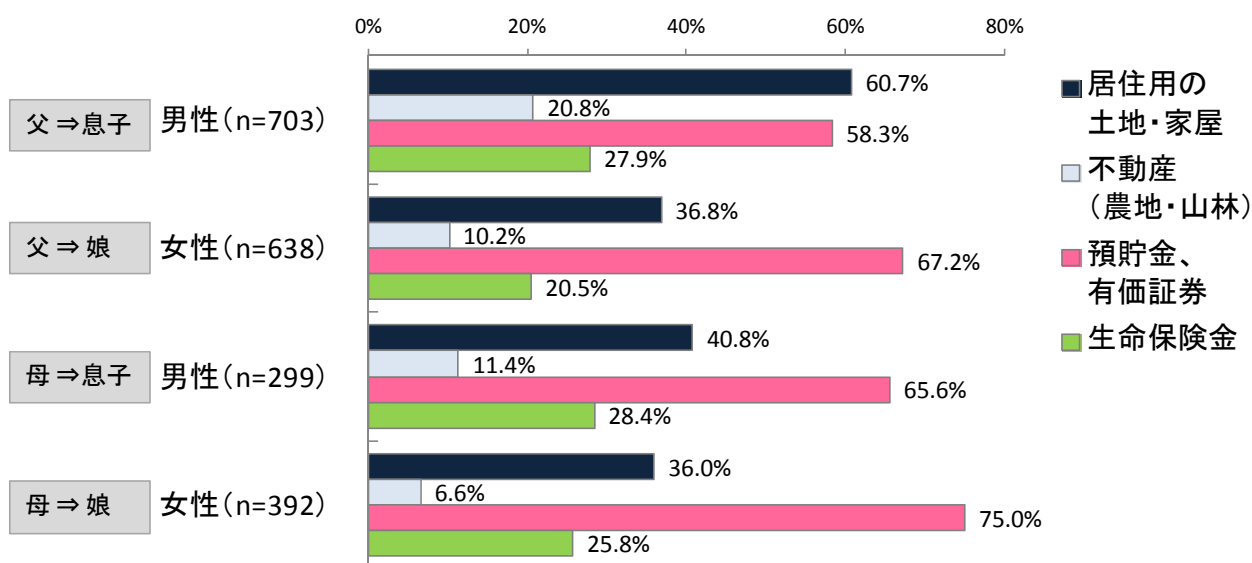
(1) 父⇒息子、父⇒娘、母⇒息子、母⇒娘 基本4タイプ別相続財産内容

遺す側(父・母) 受け取る側(息子・娘)の組み合わせは基本4タイプが考えられる。図表3に示したように基本4タイプ別遺産内容の傾向は、受け取る側が男性(息子)は不動産、女性(娘)では預貯金・有価証券が多い。

具体的に「居住用の土地・家屋」に注目すると①父⇒息子が最も高く、居住用60.7%で次いで②母⇒息子、③父⇒娘、④母⇒娘の順番である。「不動産(農地・山林)」も父⇒息子の20.8%が農地・山林を相続し、以下同様の順番で母⇒息子でも父⇒娘でも約1割。居住用・農地山林ともに登記などの手続きに時間と労力を必要とする不動産相続を経験した割合が少くない。他方「預貯金、有価証券」は、受け取る側が女性で高く①母⇒娘75.0%、②父⇒娘67.2%、③母⇒息子65.6%、④父⇒息子58.3%である。生命保険は4パターンのいずれも2割以上3割未満である。

父⇒息子と母⇒娘を対比すると傾向は明確であり、父⇒息子では「居住用の土地・家屋」と「預貯金、有価証券」が同数で、農地山林も2割、母⇒娘では「預貯金、有価証券」が主。

図表3 父・母・息子・娘の組み合わせ4タイプと相続財産内容



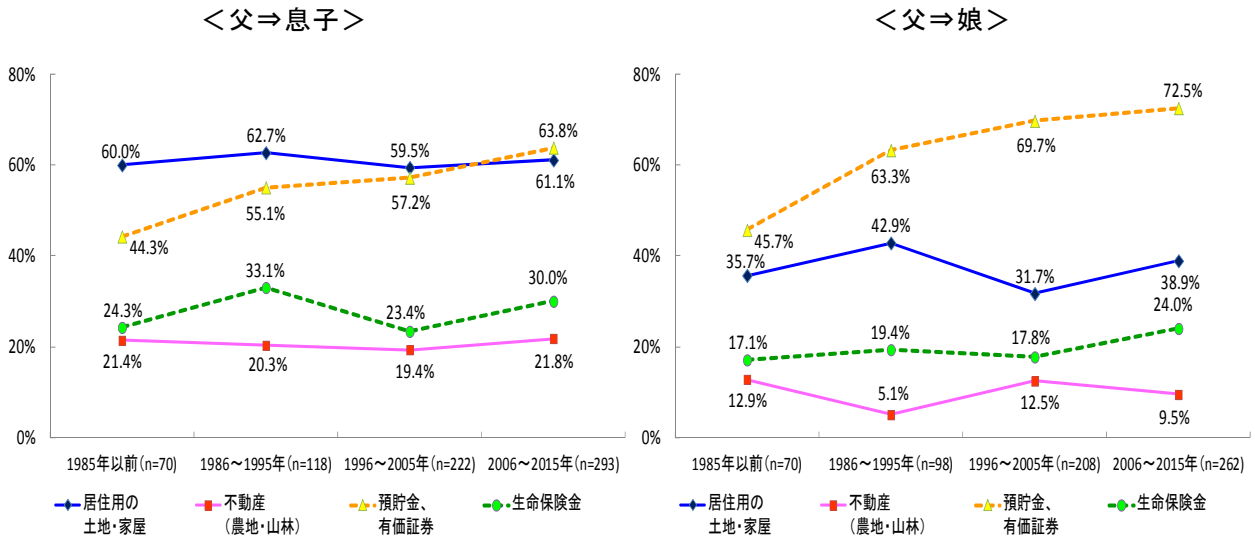
出所：『女性と相続 2015』

(2) 相続のタイミングと相続内容の推移

本項では、相続のタイミングと相続内容の推移を父・母からの相続別で見てみた。

父から相続した財産内容の推移を見た結果は、次ページの図表4のとおりである。「預貯金、有価証券」が増加の傾向が見られる。男性では「預貯金、有価証券」の上昇により「居住用の土地・家屋」と「預貯金、有価証券」が2大資産となっているのに対し、女性は「預貯金、有価証券」が中心である。

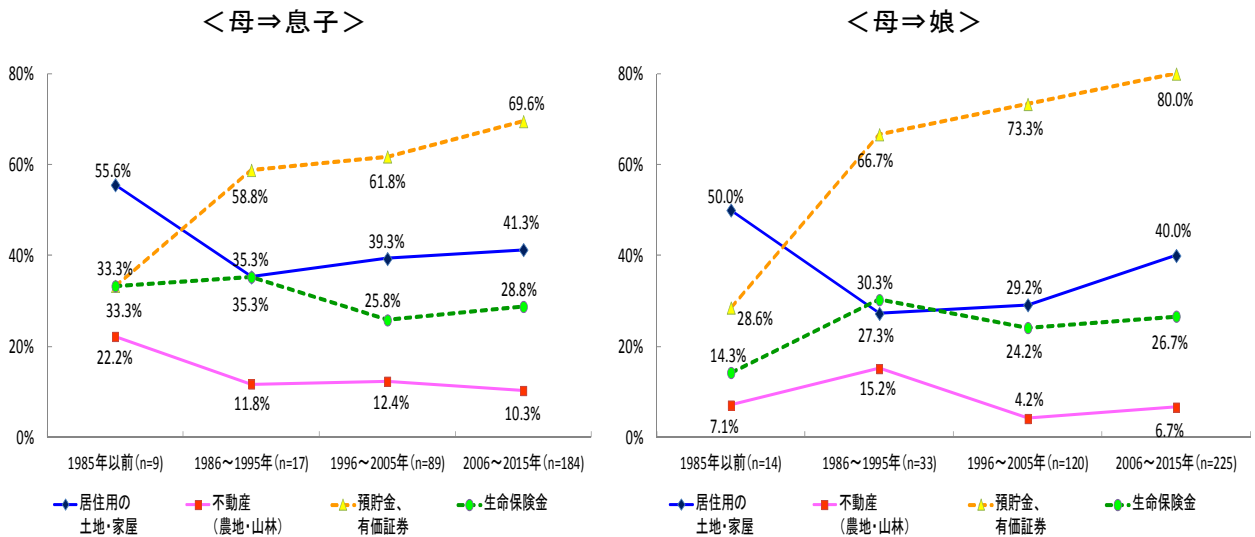
図表4 父から相続財産内容の推移



出所：『女性と相続 2015』

一方、母から相続した財産の内容の推移は、下記の図表5のとおりである。父のケースと同様に時系列で見てみる。「預貯金、有価証券」を軸とした相続への移行傾向は男女とも強まっている。

図表5 母からの相続財産の内容の推移

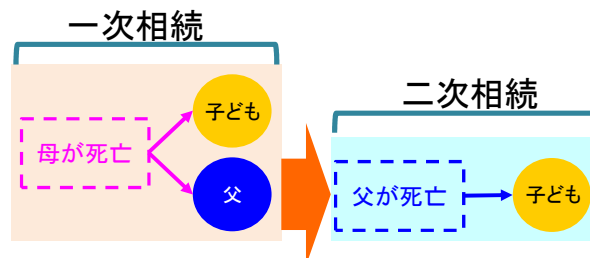


出所：『女性と相続 2015』

(3) 母先死亡の一次相続から二次相続への流れ

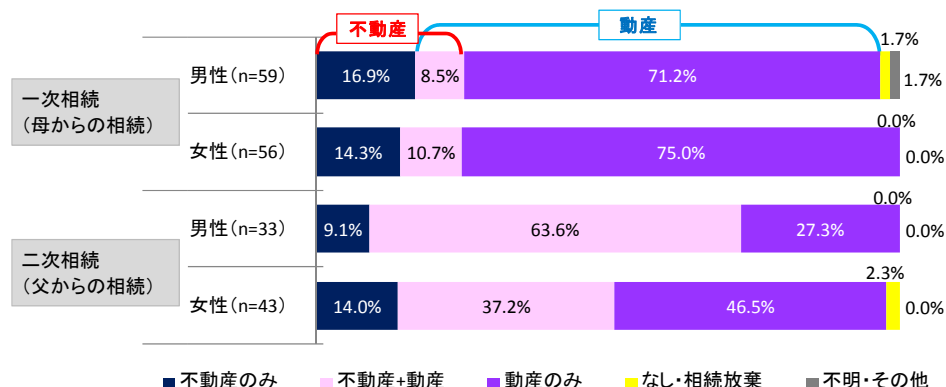
父母のどちらかが先に死亡した一次相続と残った父母が死亡した二次相続の流れを確認したい(図表6)。父が生存で母が先に亡くなった一次相続、その後父が亡くなった二次相続ケースで見ていく結果は図表7のとおりである。父が先に亡くなり、その後母が亡くなったケースについては、「生活福祉研究通巻90号」笹木・萩行(2015)を参照いただきたい。

図表6 一次相続から二次相続への流れ



一次相続では、男女ともに不動産を相続した割合が低く、金融資産をはじめとした動産が主となっていることが分かる。また、二次相続においては、不動産の相続が行なわれた割合が高くなり、男女差では父が先に亡くなったケースと同様に男性に不動産を相続させている割合が高くなっており、男女では20%以上の差がある。

図表7 一次相続・二次相続での相続財産の内容(母が先に亡くなったケース)



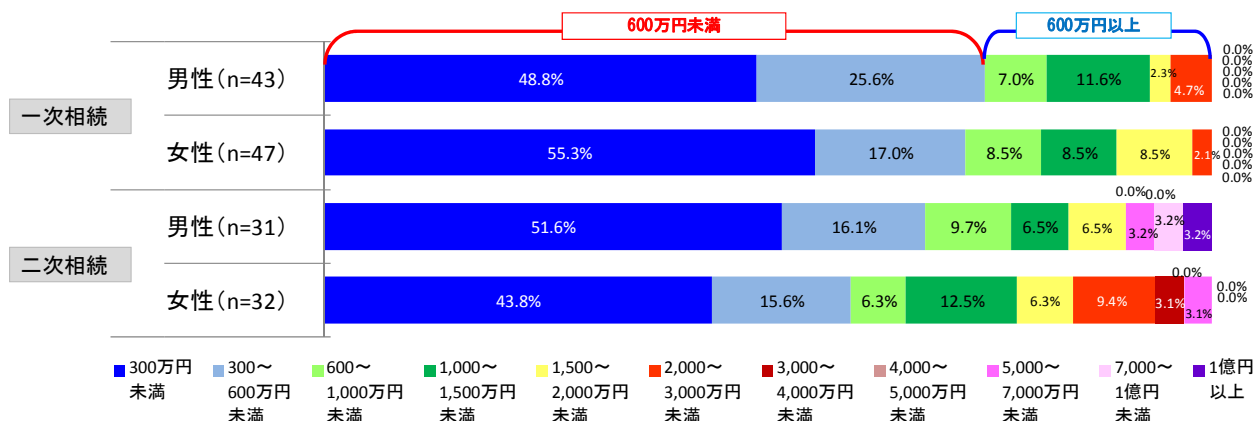
出所：『女性と相続 2015』

(4) 相続した金融資産の額

一次相続・二次相続それぞれで金融資産を相続した者を対象に、その額を訊ねた結果は次ページ図表8のとおりである。

一次相続では「300万円未満」が男女ともに半数を占めているのに対し、二次相続では、一次相続に対して相続した金融資産の額が高くなっている。

図表 8 母先死亡パターンでの一次相続・二次相続で相続した金融資産の額



出所：『女性と相続 2015』

4. 相続の有無の関連から見た生涯経済

(1) 相続経験の有無と関連する項目およびカイ二乗検定の結果

『女性と相続 2015』は相続経験の有無による差を分析しやすい構造となっている。そこで、相続経験の有無と関連性を見たい項目を「回答者の属性」、「ライフスタイル」、「両親」、「子ども」の4分類に分け、それらと性別、相続経験の有無で関連性が見られるかを判断するため、カイ二乗検定（注1）を用いて確認してみることにした。結果は次ページ図表9のとおりである。

「相続経験あり」と「なし」の間で統計学的に有意差が認められたのは、男女で共通するものとしては「職業」、「最終学歴」、「両親から別居した時期」、「出身地と現在の住所の関係」、「住まい」、「住宅取得手段」、「家の総床面積」、「回答者自身の貯蓄」、「回答者夫婦の昨年1年間の収入」、「父への経済支援の状況」、「父が長くした仕事」、「父の現在の住まい」、「母の現在の住まい」、「結婚資金を負担したか」、「住宅資金を援助したか」であった。男性だけで有意差が認められたのは「母への経済支援の状況」のみ、女性だけで有意差が見られたのは「育った県を1年以上離れた経験」、「結婚した年齢」、「土地の面積」、「母が長くした仕事」であった。

このように、相続経験の有無と関連する項目は、男女で共通して関連性が見られる項目と、男性、女性のみで関連性が見られる項目はそれぞれ異なる。特に「住まい」、「住宅取得手段」、「回答者自身の貯蓄」については男女で共通して極めて強い関連性が見られる。

(注1) 各設問で関連性が見られるかを判断するための検定のこと。

図表 9 相続経験の有無と関連する項目および性別で見たカイ二乗検定の結果

		男性		女性	
回答者の属性	1. 職業	0.000	***	0.012	*
	2. 最終学歴	0.004	**	0.000	***
	3. 地域性	0.058	n.s.	0.720	n.s.
	4. 兄弟構成	0.156	n.s.	0.826	n.s.
	5. 両親から別居した時期	0.004	**	0.005	**
	6. 出身地と現在の住所の関係	0.000	***	0.029	*
	7. 育った県を1年以上離れた経験	0.162	n.s.	0.030	*
ライフスタイル	1. 結婚した年齢	0.604	n.s.	0.041	*
	2. 結婚してから何年か	0.273	n.s.	0.216	n.s.
	3. 住まい	0.000	***	0.000	***
	4. 住宅取得手段	0.000	***	0.000	***
	5. 土地の面積	0.052	n.s.	0.012	*
	6. 家の総床面積	0.000	***	0.008	**
	7. 回答者自身の貯蓄	0.000	***	0.000	***
	8. 回答者夫婦の昨年1年間の収入	0.012	*	0.001	**

		男性		女性	
両親	*父からの相続経験ありの者に対して				
	1a. 経済支援の状況	0.001	**	0.013	*
	2a. 援助期間	0.216	n.s.	0.492	n.s.
	3a. 長くした仕事	0.002	**	0.003	**
	4a. 現在の住まい	0.000	***	0.023	*
	*母からの相続経験ありの者に対して				
	1b. 経済支援の状況	0.002	**	0.082	n.s.
	2b. 援助期間	0.498	n.s.	0.392	n.s.
	3b. 長くした仕事	0.622	n.s.	0.025	*
	4b. 現在の住まい	0.000	***	0.031	*
子ども	1. 子どもの有無	0.097	n.s.	0.353	n.s.
	2. 子どもの人数	0.180	n.s.	0.342	n.s.
	3. 同居している子どもがいるか	0.952	n.s.	0.541	n.s.
	4. 結婚資金を負担したか	0.004	**	0.004	**
	5. 住宅資金を援助したか	0.006	**	0.016	*

***: p<0.001 ** : p<0.01 * : p<0.05 n.s. : p≥0.05

出所：『女性と相続 2015』

(2) 男女で共通して関連のあるライフスタイル項目「住まい」、「住宅取得手段」、「貯蓄」

図表 9 の結果「ライフスタイル」の中から男女で共通して高い有意性が示された項目である「住まい」、「住宅取得手段」、「貯蓄」の 3 点について詳細を示す。

① 住まい

次ページの図表 10 は、相続経験の有無との関連性において男女別の「住まい」の状況について比較したものである。男女ともに「貯蓄」と同様に相続経験の有無と強い関連が見られる。

男女ともに「持ち家（一戸建て）」は相続経験ありが有意に多く、「民間賃貸住宅」は少ない結果となった。しかし、それ以外では性別によって異なった傾向が見られる。「持ち家（マンション）」は男性の相続経験なしが有意に多いものの、女性では有意差は見られなかった。また、「公営賃貸住宅」は女性の相続経験なしが有意に多いが、男性では有意差は見られなかった。

図表 10 相続経験の有無で比較した住まい

			住まい					合計	
			持ち家 (一戸建て)	持ち家 (マンション)	社宅	民間賃貸住宅	公営賃貸住宅		
男性	相続経験の有無	あり	度数	786	201	21	157	35	1,200
			%	65.5%	16.8%	1.8%	13.1%	2.9%	100.0%
	なし	度数	681	245	19	210	45	1,200	
		%	56.8%	20.4%	1.6%	17.5%	3.8%	100.0%	
女性	相続経験の有無	あり	度数	688	275	10	181	46	1,200
			%	57.3%	22.9%	0.8%	15.1%	3.8%	100.0%
	なし	度数	599	269	19	243	70	1,200	
		%	49.9%	22.4%	1.6%	20.3%	5.8%	100.0%	

出所：『女性と相続 2015』

②住宅取得手段

下記の図表 11 は、「住まい」で「持ち家（一戸建て）」および「持ち家（マンション）」と回答のあった者に対し、相続経験の有無との関連性において男女別の「住宅取得手段」について比較したものである。男女ともに、相続経験の有無と強い関連が見られる。

男女ともに、「全額自己資金」は相続経験なしで有意に多い。他方「一部親からの援助を受けた」や「相続によって得た」は相続経験ありで有意に多く、相続経験の有無で有意差が見られた。ただし、相続経験ありの者で「相続によって得た」と回答のあった者は、回答者の親からか回答者の配偶者の親からによるものなのかは分からない。また、相続経験なしの者で「相続によって得た」と回答のあった女性は、配偶者の親からの相続である可能性は高い。

図表 11 相続経験の有無で比較した住宅取得手段

			住宅取得手段				合計	
			全額自己資金	一部親から資金 援助を受けた	全額親に出して もらった	相続によって得 た		
男性	相続経験の有無	あり	度数	572	260	28	127	987
			%	58.0%	26.3%	2.8%	12.9%	100.0%
	なし	度数	690	174	38	24	926	
		%	74.5%	18.8%	4.1%	2.6%	100.0%	
女性	相続経験の有無	あり	度数	546	273	31	113	963
			%	56.7%	28.3%	3.2%	11.7%	100.0%
	なし	度数	631	156	30	51	868	
		%	72.7%	18.0%	3.5%	5.9%	100.0%	

出所：『女性と相続 2015』

③貯蓄

下記の図表 12 は、相続経験の有無との関連性において男女別の「貯蓄額」について比較したものである。男女ともに、相続経験の有無と強い関連が見られる。

男女で同様の傾向にあり、貯蓄が「なし」と「600万円未満」では、相続経験なしの者の方が有意に多い結果となった。一方「600万円以上 1,500万円未満」と「1,500万円以上」については、相続経験ありの者の方が有意に多い結果となった。このように、貯蓄額は相続経験ありの者となしの者で貯蓄について有意差が見られる。

図表 12 相続経験の有無で比較した回答者の貯蓄額

			貯蓄額				合計	
			なし	600万円未満	600万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上		
男性	相続経験の有無	あり	度数	118	495	283	304	1,200
			%	9.8%	41.3%	23.6%	25.3%	100.0%
		なし	度数	263	544	234	221	1,200
			%	21.9%	45.3%	19.5%	18.4%	100.0%
女性	相続経験の有無	あり	度数	151	517	286	246	1,200
			%	12.6%	43.1%	23.8%	20.5%	100.0%
		なし	度数	263	596	184	157	1,200
			%	21.9%	49.7%	15.3%	13.1%	100.0%

出所：『女性と相続 2015』

(3) 相続経験が「ある」女性と「ない」女性の比較

女性に限って、相続経験が「ある」者と、相続経験が「ない」者の比較を行ない、まとめたものが次ページの図表 13 である。今回比較を行なった項目は、「個人の属性」、「ライフスタイル」、「子ども」の3点である。

相続経験が「ある」者は「ない」者に比べて学歴が高く、育った県を1年以上離れた経験があるものの、現在は、出身地と同じ住所に住んでいる、という特徴がある。一方の相続経験が「ない」者は、学歴が低く育った県を1年以上離れた経験はない。そして、出身地と住所は異なるものの同じ市区町村内に住んでいる。

住まいについては、相続経験が「ある」者は、一部親からの援助を受け持ち家（一戸建て）に住んでおり、土地の面積、家の総床面積ともに 200 m²以上と、相続経験が「ない」と比較すると圧倒的に広い。一方の相続経験が「ない」者は、住宅を購入している場合は全額自己資金で入手しており、持ち家よりも賃貸のケースが多い。

貯蓄と夫婦の1年間の収入は、相続経験が「ない」者は貯蓄・収入ともないケースが多く、あった場合でも相続経験ありの者と著しい差が見られた。

また、今回具体的金額の差までは明らかにはできなかったが、子どもへの結婚資金の

負担や住宅資金の援助についても、相続経験の有無で差が見られた。

図表 13 相続経験が「ある」女性と「ない」女性の比較

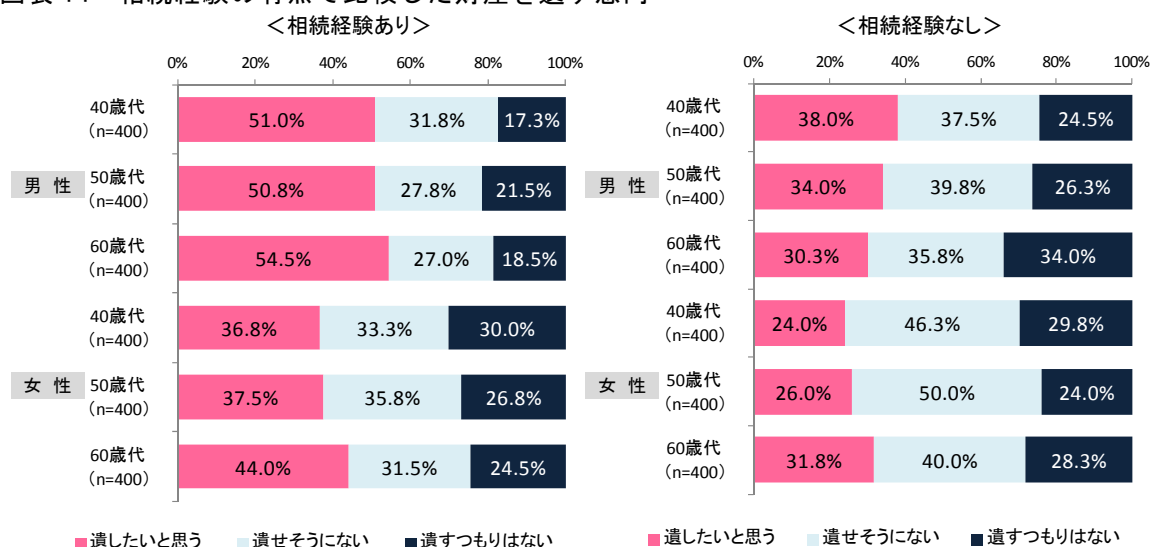
		相続経験あり	相続経験なし
個人の属性	1. 職業	会社勤務(管理職)、自営業	パート・アルバイト
	2. 最終学歴	大学	中学校、高校
	3. 両親から別居した時期	大学の頃	就職の頃
	4. 出身地と現在の住所の関係	同じ住所	同じ市区町村内
	5. 育った県を1年以上離れた経験	あり	なし
ライフスタイル	1. 住まい	持ち家(一戸建て)	民間賃貸住宅、 公営賃貸住宅
	2. 住宅取得手段	一部親から資金援助を受けた	全額自己資金
	3. 土地の面積	200㎡以上	～50㎡未満
	4. 家の総床面積	200㎡以上	～50㎡未満、 50㎡以上100㎡未満
	5. 貯蓄	600万円以上1,500万円未満、 2,000万円以上	なし、300万円未満
	6. 夫婦の昨年1年間の収入	1,500万円以上5,000万円未満	なし、 300万円以上600万円未満
子ども	1. 結婚資金を負担したか	負担した	負担していない
	2. 住宅資金の援助	している	していない

出所：『女性と相続 2015』

(4) 財産を遺す意向 (性別・世代別・相続経験の有無別)

財産を遺す意向について、相続経験の有無との関連性において男女別に年代別で比較したものが下記の図表 14 である。男女ともに相続経験がある者は「遺したいと思う」と考える傾向にあり、相続経験がない者は「遺せそうにない」と考える者が多い。

図表 14 相続経験の有無で比較した財産を遺す意向



出所：『女性と相続 2015』

5. 『女性と相続 2015』調査結果に見る世代間資産移転

結果（１）不動産は息子が中心：遺す親（父・母）受け取る子（息子・娘）の組み合わせで遺産内容を見ると、受け取る側が男性（息子）では不動産が多く、女性（娘）では預貯金・有価証券が多い。

結果（２）相続の流れで遺産内容は異なる：「居住用の土地・家屋」「農地・山林」ともに多い順番で①父⇒息子 ②母⇒息子 ③父⇒娘 ④母⇒娘である。また、父先死亡の場合と、母先死亡の場合で、一次相続、二次相続の遺産内容は異なる。参照（図表３）

結果（３）金融資産割合の増加：「預貯金、有価証券」が増加の傾向が見られる。男性では「預貯金、有価証券」の上昇により「居住用の土地・家屋」と「預貯金、有価証券」が２大資産となっているのに対し、女性は「預貯金、有価証券」が中心である。参照（図表４・５）

結果（４）相続経験と家計資産（不動産・金融資産）格差：相続経験の有無と男女共通に関連のある項目は「職業」、「最終学歴」、「両親から別居した時期」、「出身地と現在の住所の関係」、「住まい」、「住宅取得手段」、「家の総床面積」、「回答者自身の貯蓄」、「回答者夫婦の昨年１年間の収入」、「父への経済支援の状況」、「父が長くした仕事」、「父の現在の住まい」、「母の現在の住まい」、「結婚資金を負担したか」、「住宅資金を援助したか」であった。なかでも、一戸建て持ち家割合や家計資産額（貯蓄金額や居住用不動産の土地面積、家の総床面積の分布）には男女ともに有意な差が示された。住宅取得で「一部親からの援助を受けた」や「相続によって得た」ことが現在の資産状況に影響を与えていると言えよう。参照（図表９・１０・１１・１２）

結果（５）相続経験有無に関連する男女で異なる項目：相続経験の有無との関連性において男女でどちらかのみ有意差が認められた項目は、男性は「母への経済支援の状況」、女性は「育った県を１年以上離れた経験」、「結婚した年齢」、「土地の面積」、「母が長くした仕事」であった。参照（図表９）

結果（６）相続経験の有無別女性のライフコース：相続経験がある者は大卒が多く、進学を契機に親元を離れるなど育った県を１年以上離れたあと、出身地にもどった割合が高い。夫婦の１年間の収入も相続経験の有無で大きな差が示された。

結果（７）財産を遺す意向：男女別・世代別・相続経験の有無で異なる傾向が見られた。

世代間の資産移転が格差を形成する過程、および性別による資産所有・処分意識など家計資産における相続と女性と財産研究の方法論の構築に向けて資料と論点の整理を行なった。今後のジェンダー研究には相続税の影響を検討した。

今後、無償労働（アンペイドワーク）に従事する時間の女性への偏りや居住用不動産

を資産の中心とする意識が変化し、これまで女性は相続では従たる立場だったが、今後親の介護への関わり方次第で相続の主たる立場に立つ可能性がある。

1988年調査から約30年の間に、バブル崩壊、高齢化の進行と介護の担い手・その負担などで、介護保険制度の導入、「家」意識の変化、女性の社会進出に伴った家族意識の変化、あるいは2015年の相続税の基礎控除引き下げなど、相続を取り巻く様相は大きく変容した。

高齢期の経済生活設計に向けて求められる情報はなにかを考える必要があるろう。

【参考文献】

- ・ 生命保険文化センター・経済政策研究所（1988）「世代間移転における家族の役割についての調査研究」
- ・ 生命保険文化センター・経済政策研究所（1989）「相続の実態と影響に関する調査研究」
- ・ 生命保険文化センター・経済政策研究所（1991）「相続の実態と家計の資産形成に与える影響に関する調査」
- ・ 上村協子（2013）「生活創造時代の消費者教育—消費生活創造論試論」生活福祉研究通巻85号
- ・ 上村協子（2014）「主体的な生活設計力の形成—消費者教育・金融経済教育とキャリア教育の統合に向けて—」生命保険文化センター『「生活設計の今日的課題と今後のあり方」研究報告書』
- ・ 明治安田生活福祉研究所「女性の相続と財産に関する研究会」（座長：上村協子東京家政学院大学教授）（2015）『女性の相続と財産に関する調査結果概要』
http://www.myilw.co.jp/life/enquete/pdf/31_01.pdf
- ・ 明治安田生活福祉研究所（2015）『セカンドライフの家計・資産と「終活」社会』（セカンドライフの生活設計に関する調査より）

IV 金融経済教育に世代間資産移転の視点を

上村 協子（うえむら きょうこ）

東京家政学院大学 現代生活学部

現代家政学科 教授

明治安田生活福祉研究所 顧問

持続可能な社会を創造するには地域・家庭生活を意識したクロスジェネレーションな金融経済教育が不可欠である。本寄稿のまとめとして「教育」の重要性を認識し、相続・贈与・遺言など世代間資産移転を組み込んだ金融経済教育としての生活設計を高齢者のみならず、高齢者を支える世代に対し実施することを提案したい。

1. 家計管理・生活設計を軸とした金融リテラシー

金融教育とはお金や金融について学ぶことを通じて、よりよい生活と社会を築いていくための主体的な態度を養う教育と定義される（金融広報中央委員会）。

リーマンショック時の教訓をもとに、2012年6月G20ロスカボスサミットで「金融教育に関する国家戦略のハイレベル原則」が承認され国際的に金融教育の機運が高まってきた。日本では、まず金融庁の研究会で国民が「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」4分野15項目を設定し、次に金融広報中央委員会が事務局となり金融教育推進会議において小学生から高齢者までのスタンダードな金融リテラシー・マップを作成し、現在、消費者庁、文部科学省などの中央官庁、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会など構成団体が教育・知識普及活動を行なう体制をオールジャパンで整えている。

金融リテラシー4分野とは「①家計管理」「②生活設計」「③金融知識および金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「④外部の知見の適切な活用」。中核として、個人が生涯を見通した生活設計が求められている。

2. 学校における消費者教育・金融経済教育

日本の消費者教育は2012年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、公正で持続可能な消費者市民社会を目指し、本格的に各地域から動き出している。推進法では、消費者教育とは「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」とされた。消費者市民社会の概念が示され、消費者庁に消費者教育推進会議が置かれた。学校における金融経済教育は、消費者教育の一環として捉えられる傾向がある。金融機

関や事業者が教室に入ってお金の教育することを教員・学校が避ける傾向があったが、文部科学省が行なう消費者教育フェスタでは、国内の多様な主体の連携・協働によって、次第に、土曜学習など、保護者も巻き込んで展開されるようになった。

学校における金融経済教育は、学習指導要領の改訂も視野に入れ、カリキュラムをしっかりと整えながら着実に進められている。なかでも、小学校・中学校・高等学校で必修とされている家庭科は、衣食住の消費生活を営むなかで、フローの収支・家計管理をストック財産の生活設計へとつなぎ、また、保育や高齢者などを対象とした教育は実践的総合的で、ホームプロジェクトや学校家庭クラブなど、プロジェクト型の生活スキルを高める教員も出てきている。

3. 高齢者に対する消費者教育・金融経済教育

高齢者の消費者被害未然防止や早期発見のために、地域社会全体で見守り支援する取組みが消費者行政として進められており、東京都消費生活対策審議会は、2015年12月18日「消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について」を答申し、詐欺などの被害に遭う可能性の高い高齢者に対して福祉部門で構築されている見守りネットワークと消費者部門が連携していく方向を提示している。

4. 少子高齢社会と男女共同参画社会

少子高齢社会を持続可能な社会にするには、同時に、男女共同参画社会の実現が求められる。『育メン』のみならず、『育ジイ』『育バア』が活躍する時期である。男性は家庭外でペイドワーク、女性は家庭内でアンペイドワークという性別役割分業が行き詰まっているなかで、家族経営協定では、協定に盛り込む内容として、農業経営のビジョンや労働時間・休憩時間のみでなく、生活の目標と生活面の役割分担、育児・介護などの分担も協定書の内容としている。また、長期・短期の経営計画や簿記記帳の担当、経営権や経営資産の移譲なども同時に、協定の項目にしている。

5. 冷たい貨幣を温かいお金にする若者の金融リテラシー

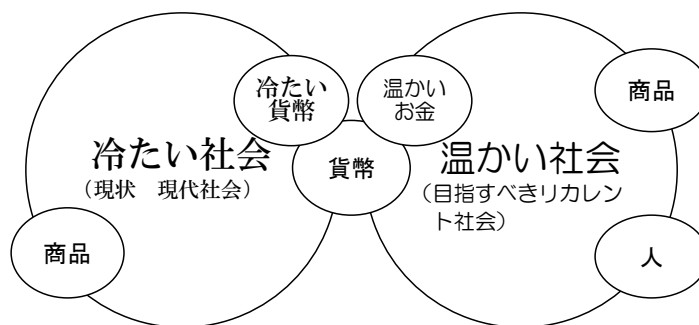
現役の大学生である佐藤綾野さんは生活設計の授業を受け一つの問題意識をもった。戦後、高度成長期から1990年代まで、若者は強者であった。しかしその後バブル経済の崩壊から、失われた20年と呼ばれる経済不況の時代を経て、日本はコミュニティー形成がされにくい社会となった。不安定な雇用環境が女性の結婚願望を高める一方、男性はいつまでも生活が安定しないため、なかなか結婚に踏み切れないというギャップが存在し続けている。若者の経済的自立が困難になっていることのみ関心が集まっているが、正規雇用という枠組みに入れた若者と入れなかった若者の間に広がる経済格差、さらには貸与型奨学金が生み出す貧困の連鎖こそ解決すべき問題ではないだろうか。

卒業論文で暉峻淑子・内山節・広井良典の論考をもとに冷たい貨幣を温かいお金にす

る若者の金融リテラシーをテーマにした。過剰による貧困の克服に向けて学生が身に付けるべき金融リテラシーについて豊かさと社会の関連性から、考察した。概要を紹介したい。

現代社会のしわ寄せは若年層に集中することが多く、学生のうちから正しい金融経済を学ぶ必要がある。内山節は「貨幣は冷たい貨幣と温かいお金の2種類に分類され、現代システムのなかで動いている貨幣のほとんどは冷たい貨幣」と述べている。しかし冷たい貨幣は、自分とローカルな世界、また人との関わりによって使用されると温かいお金になる。

図表 1



出所：佐藤綾野 東京家政学院大 2015 年度卒業研究

佐藤さんは次のように述べる。現在の金融リテラシーのほとんどは企業の押しつけである「企業と冷たい貨幣」であるが、自分と「奨学金」、家族と「遺産」「相続」などといった温かいお金の教育は学生たちがエンパワーメントできる内容となる。両者、理解し高め合うことでオルタナティブな社会また金融経済が可能となる。冷たい貨幣の関係で社会が作られるのではなく、人との繋がりによって物流や経済が動き、温かいお金また温かい社会が生まれるサイクルが好ましい（図表 1）。そして温かい社会を創り出すことが出来れば、新たな雇用を生み出せる上に、温かいお金を使っている自分自身のアイデンティティにつながると考えられる。温かいお金で温かい社会を創り出すことが可能であるならば、若者は過去・現在・未来をつなぐ生活設計を考えられるだろう。

6. クロスジェネレーションな生活設計の提案

生活設計は、過去の経験をもとに将来と現在を相互に関連させ、家庭や地域、コミュニティなど身近な生活の関わりを軸に、自己決定時代を主体的に生活する生活主体のエンパワーメントの方法である。人の〈生〉は「生命」「生活」「生涯」の3つの要素を交差させながら構成されている。「生命」を原動力として生命体の「生涯」が展開し、生涯のひとこま一齣が「生活」となって現れる。長寿社会の生活設計には、高齢者の生活設計のみならず、子どもや孫を含めた生活設計を調整しつつ生活選択を行うクロスジェネレーションな視点が求められる。

【参考文献】

内山節「怯えの時代」新潮選書（2009）